

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

町田市長 様

(甲)債権譲渡人

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(乙)債権譲受人

所在地

名称

代表者職氏名

印

債権譲渡人(以下「甲」という。)が町田市(以下「市」という。)に対して有する工事請負契約書(市と甲との間で締結された 年 月 日付けの工事請負契約書)に基づく下記の未完成工事請負代金債権を、債権譲受人(以下「乙」という。)に、甲と乙との間で締結された 年 月 日付けの信託契約に基づき、乙に信託譲渡することについて、工事請負契約約款第5条第1項ただし書に規定する承諾をいただきますよう依頼します。

なお、工事請負契約約款第42条に規定する「契約不適合」は、甲に留保されていることを申し添えます。

記

1 譲渡対象債権

譲渡される甲の工事請負代金債権は、本件請負工事が完成した場合において工事請負契約約款第32条第2項の検査に合格し、引渡した既済部分に相応する請負金額から既に支払を受けた前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とします。ただし、工事請負契約が解除された場合においては、工事請負契約約款第51条第1項の既済部分の検査に合格し、引渡した既済部分に相応する請負金額から既に支払を受けた前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とします。

(1)契約番号

(2)工事件名

(3)工事場所

(4)契約締結日

年 月 日

(5)工期

契約締結日 から 年 月 日まで

(6)契約金額

金 円

(7)支払済前払金額

金 円

(8)支払済部分払額

金 円

(9)債権譲渡額

金 円〔 年 月 日現在見込額〕

※(9) = (6) - (7) - (8)

なお、契約変更により請負金額に増減が生じた場合には、(6)及び(9)の金額は変更契約後の金額とします。この場合、甲及び乙は、速やかに工事請負代金債権計算書を市に提出します。

- 2 甲は、上記工事の工事請負代金債権については、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを申し添えます。
- 3 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害する行為は行いません。
- 4 甲の倒産等時の下請企業等の保護に関しては、甲が責任を持って行い、市には一切御迷惑をおかけいたしません。
- 5 甲及び乙は、本債権譲渡が、甲の当該工事の施工に必要な資金の調達又は甲の下請企業への適切な支払の確保を目的としたものであることを前提に市が本債権譲渡を承諾するものであることを承知いたしております。
- 6 甲乙間の取引に関し必要な既済部分の確認は、甲及び乙が責任を持って厳正に行います。
- 7 甲及び乙は、工事請負契約に基づき市が行う既済部分の査定結果については、一切異議を申し立てません。
- 8 債権譲渡の承諾を得た後は、本件工事の部分払金及び工事請負代金の請求は乙が行い、甲は一切の請求を行いません。
- 9 上記のほか、甲及び乙は、工事請負契約書の条項等を遵守します。
- 10 本件に関する乙の連絡先及び担当者

所 属

職・氏名

電話番号

第 号

年 月 日

(甲) 御中

(乙) 御中

債 権 譲 渡 承 諾 書

上記の未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡承諾依頼については、工事完成引渡債務不履行等工事請負契約に基づく工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約約款第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、工事請負契約約款第42条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

記

- 1 甲及び乙は、上記債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

町田市長

印

| | |
|--------|--|
| 確定日付印欄 | |
|--------|--|